

令和7年度 川崎市食品衛生監視指導計画



ハムップ店長
(川崎市食品安全推進キャラクター)

目次

はじめに	・ ・ ・	1
第 1 重点的に監視指導を実施すべき項目	・ ・ ・	2
第 2 監視指導の実施体制に関する事項	・ ・ ・	4
第 3 施設への立入検査に関する事項	・ ・ ・	8
第 4 食品の収去検査等に関する事項	・ ・ ・	9
第 5 計画の実施状況の公表に関する事項	・ ・ ・	10
第 6 一斉取締りの実施に関する事項	・ ・ ・	10
第 7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	・ ・ ・	11
第 8 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション） の実施に関する事項	・ ・ ・	11
第 9 食品等事業者自らが実施する衛生管理の実施に関する事項	・ ・ ・	12
第 10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション） の実施に関する事項	・ ・ ・	13
第 11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項	・ ・ ・	15
別表 1 主な食品群ごとの重点監視指導項目	・ ・ ・	16
別表 2 標準立入検査回数（市場を除く。）	・ ・ ・	17
別表 3 標準立入検査回数（市場）	・ ・ ・	18
別表 4 収去等実施計画 （保健所（中央卸売市場食品衛生検査所を除く。））	・ ・ ・	19
別表 5 収去等実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）	・ ・ ・	20
別表 6 試験検査実施計画（健康安全研究所）	・ ・ ・	21
別表 7 試験検査実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）	・ ・ ・	22
別表 8 その他の検査（拭取り等）	・ ・ ・	23
用語解説集（文章中 ※で示した用語を解説しています。）	・ ・ ・	24

はじめに

近年、腸管出血性大腸菌※やノロウイルス※による集団食中毒、食肉の生食や加熱不十分な肉料理の喫食が主な原因となるカンピロバクター※食中毒、魚の生食によるアニサキス※食中毒、食品への異物混入等、食品の安全性を揺るがす問題が発生していることなどから、厚生労働省は、食品の安全性の更なる向上を図るため、平成30年6月に食品衛生法を改正しました。具体的には、

- ・HACCP（ハサップ）※に沿った衛生管理の制度化
- ・営業許可業種の見直し及び営業届出制度の創設
- ・食品等の自主回収情報の報告制度の創設

などが規定され、令和3年6月1日から完全施行となりました。

令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症が五類感染症へ移行し、その影響等からもイベント等における食品提供のニーズも高まっていますが、その一方で、製造能力を大幅に上回る受注が原因と考えられる食中毒や食物アレルギー表示の欠落等の不適切な表示の食品販売事例等も報告されています。

このような社会情勢等の変化や新たな生活様式のニーズが発生する中で、本市では、効率的かつ効果的に監視指導を実施し、食品の安全性を確保するため、食品衛生法の規定に基づき「令和7年度川崎市食品衛生監視指導計画」を策定しました。



第1 重点的に監視指導を実施すべき項目

1 一般的な共通事項

(1) 食品等の基準への適合

食品や添加物等が、食品衛生法の規定に基づき販売等が禁止されているものでないこと、食品衛生法で定める規格又は基準への適合等について確認するとともに、その遵守を徹底します。

また、アレルギー※、消費期限、保存方法等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項の表示について、食品表示法※に規定する食品表示基準への適合を確認します。また、その遵守と違反時の迅速な対応を徹底します。

(2) 施設、取扱いに関する基準への適合等

施設の基準や一般衛生管理の基準、重要工程管理のための取組の基準への適合を確認するとともに、その遵守を徹底します。

また、高度化した食品の製造技術、広域化かつ多様化した流通実態や食品輸出の促進の法的整備等を踏まえ、一般衛生管理の実施状況を確認し、その遵守を徹底するとともに、危害分析と危害発生防止措置の実施状況を確認します。

大量調理施設については、大量調理施設衛生管理マニュアル※に基づき監視指導を行います。

なお、大量調理施設に該当しない施設であっても、病者、高齢者、児童等が主に使用する集団給食施設のうち、同マニュアルに従って衛生管理を実施している施設に対しては、同マニュアルの趣旨を踏まえた監視指導を行います。

(3) HACCPに沿った衛生管理の導入

衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録を確認し、食

品等事業者が適切に作成・実施するよう指導を行います。特に小規模な食品等事業者については、負担軽減を図るため、食品等事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書や川崎市が作成した動画等を用いて指導等を行います。

The image shows a HACCP implementation status confirmation sheet. It is divided into two main sections. The left section contains questions and checkboxes for various HACCP requirements, such as 'HACCPに沿った衛生管理の取組状況について' (Regarding HACCP-based hygiene management measures) and '食品の安全確保に関する取組' (Measures for ensuring food safety). The right section is a table with columns for '確認項目' (Check items), '確認方法' (Check methods), '確認結果' (Check results), and '確認者' (Checkers). The table lists various HACCP measures and their corresponding check methods and results.

図1 HACCP 実施状況確認票

The image shows a screenshot of a tablet displaying a questionnaire. The question is 'Q5. 衛生管理計画 必須作成 必須' (Q5. Hygiene Management Plan Must be Created Must). The options are: '全て作成している (2点)' (All created (2 points)), '一部作成している (1点)' (Partially created (1 point)), '作成していない (0点)' (Not created (0 points)), and '未評価' (Not evaluated). Below the question, there is a section for '取扱者への周知 必須' (Notification to handlers Must) with options: '周知している (2点)' (Notified (2 points)), '周知していない/計画を作成していない (0点)' (Not notified/plan not created (0 points)), and '未評価' (Not evaluated). The background of the tablet screen shows a person wearing a hairnet and a face mask, looking at the tablet.

図2 タブレットを用いた監視

2 食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

農畜水産物の生産から消費者への販売までの各段階において、食品衛生上の危害の発生を防止するため、別表1に示した項目について重点的に監視指導を行います。

第2 監視指導の実施体制に関する事項

1 実施機関

(1) 健康福祉局保健医療政策部

ア 生活衛生課

(ア) 食品安全担当

食品衛生に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行います。

また、食品等事業者の法令遵守状況、食中毒発生状況、苦情事例等进行分析するとともに、市民や関係機関等と意見交換や情報交換を行い食品衛生監視指導計画を策定・公表します。

(イ) 監視・表示担当

大規模食品製造施設等の監視指導を専門的に行うとともに、H A C C P に沿った衛生管理の導入確認を行います。

また、食品表示法に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行うとともに、食品表示に係る相談や苦情、表示違反が疑われる事案では、関係機関と連携して食品表示法に基づく監視指導を行います。

イ 中央卸売市場*食品衛生検査所

国内外からの多種多様な食品が大量に流通する中央卸売市場北部市場及び大規模食品製造施設等の監視指導、卸売市場流通食品等の検査を行います。また、H A C C P に沿った衛生管理の導入確認を行うとともに、食品衛生情報の提供及び啓発活動を行います。

(2) 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課

食品等取扱施設の監視指導を行うとともに、食品等の収去*検査や官能検査*を行います。

また、市民や食品等事業者からの相談に対応するとともに、H A C C P に沿った衛生管理の導入確認並びに衛生教育及び啓発活動を行います。

(3) 健康安全研究所

収去検体や苦情食品等の試験検査を実施するほか、食中毒等が発生した場合には病因物質の検査を行います。また、検査情報を本市ホームページ内の健康安全研究所のページに掲載します。

また、食品衛生法に規定される検査等の業務管理*要領の改正を見据えた精度管理を推進し、必要な検査機器の整備に努めるとともに、食の安全に関する多様な調査研究により公衆衛生上の課題解決を目指します。

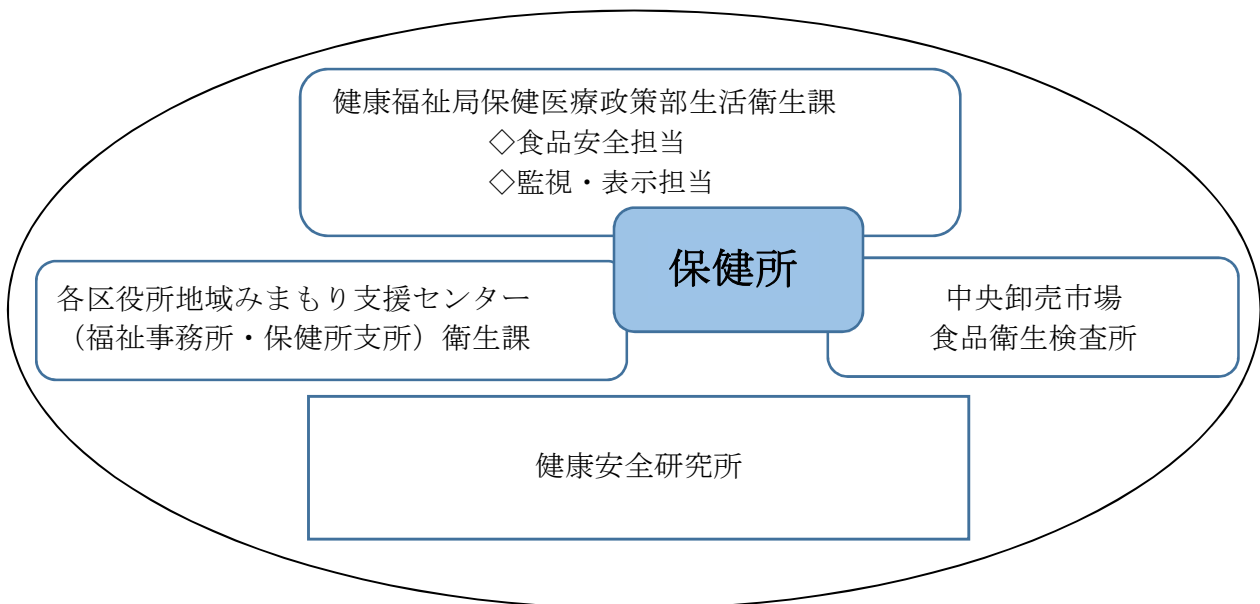


図3 市内実施機関

2 連携体制

(1) 庁内関係部局

社会福祉施設等を所管するこども未来局や健康福祉局の各部をはじめ、経済労働局の都市農業振興センターや消費者行政センター等と連携して対応します。

(2) 関係自治体

全国食品衛生主管課長会議等において課題を共有するとともに、広域流通食品に係る違反を発見した場合や食中毒が発生した場合は、連携して対

応します。

(3) 国の機関

ア 厚生労働省

広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会※を活用し、国や都道府県等と相互に連携協力して対応します。また、輸入食品に係る違反が発見された場合も連携して対応します。

イ 消費者庁

広域かつ重大な健康被害の発生につながるおそれがある表示違反が発生した場合は、連携して対応します。

ウ 農林水産省

食品表示法の品質事項に係る違反で、事業者が広域事業者である場合や農畜水産物の残留農薬※基準違反等が発生した場合は連携して対応します。

(4) 関係団体等

一般社団法人川崎市食品衛生協会※等と連携し、衛生講習会や情報提供を通じて、食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理の導入等を支援するとともに、市民への啓発活動を行います。



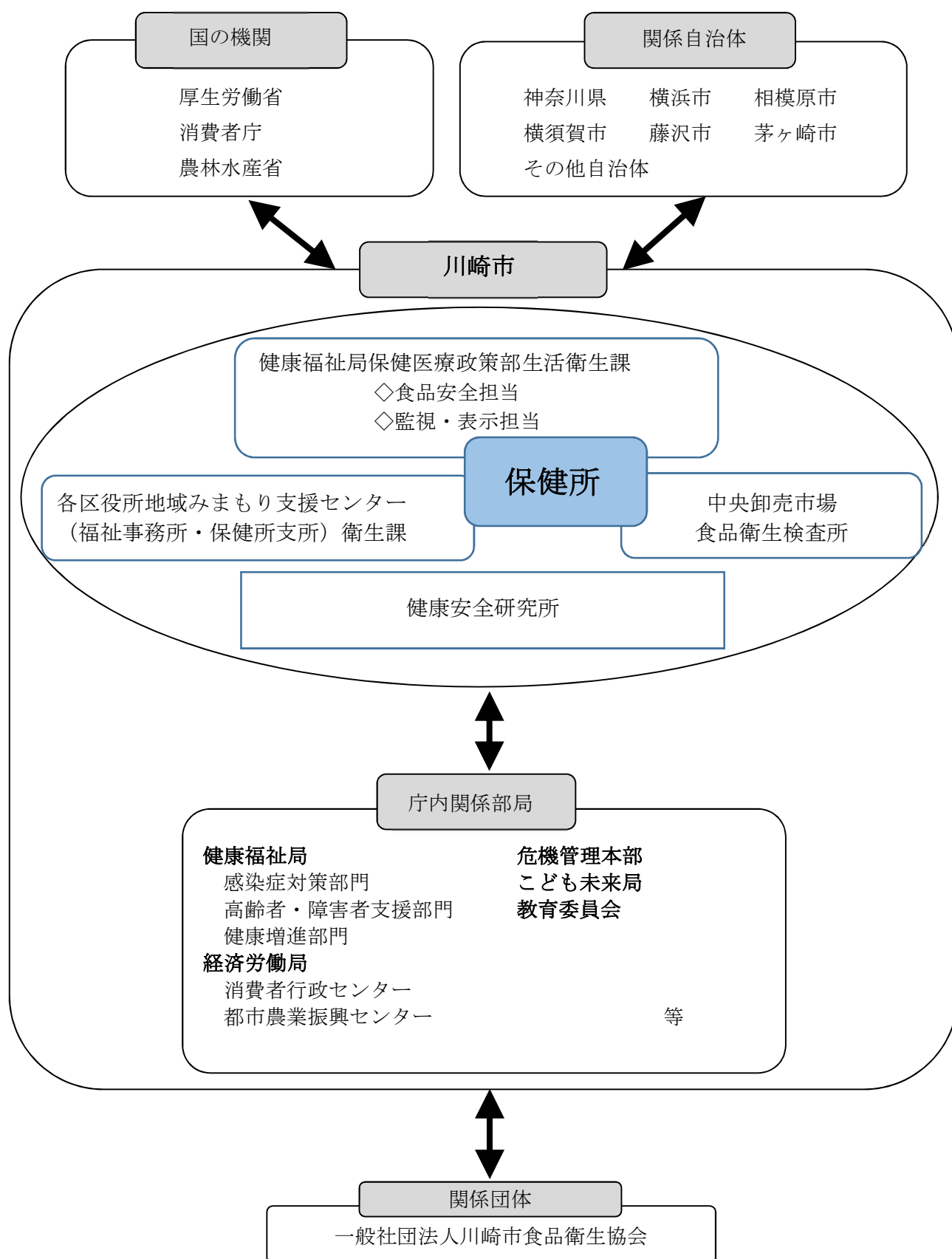


図4 連携体制

第3 施設への立入検査に関する事項

1 監視指導

食品の流通実態、食中毒発生状況、H A C C Pに沿った衛生管理の状況等に応じて施設への標準立入検査回数（別表2・3）を設定し、デジタル技術や分析データも活用し、効果的・効率的な監視指導を行います。その他公衆衛生に与える影響が少ない営業として届出を要さない施設は、相談や食品表示に関わる届出等があった場合に、必要な監視指導を行います。

2 違反を発見した場合

違反を発見した場合には、口頭で指導を行い、改善が図られないときは、書面による指導や必要な場合は行政処分を行うとともに、改善が図られたことを確認します。

また、行政処分等を行った場合は、違反内容等を公表するとともに、関係自治体や国の機関と連携して対応します。



図5 小売店での監視



図6 卸売市場での監視



図7 給食施設での監視

第4 食品の収去検査等に関する事項

食品群ごとに、違反状況等を分析し、リスクの高い食品について、収去検査を実施して、食品衛生法で定められた成分規格のほか、食品表示法で定められた食品表示基準への適合状況等を確認します。収去検査にあたっては、年間の実施計画（別表4～7）を設定し、計画に基づいて効率的に実施します。

また、食品中の放射性物質検査結果をホームページに掲載します。

1 主な検査対象食品等

（1）市内で製造された食品

生菓子、そうざい、弁当等

（2）市内を流通する食品等

生鮮食品や加工食品等

（3）輸入食品

2 主な検査項目

（1）微生物検査

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌[※]、ノロウイルス等

（2）理化学検査

残留農薬・動物用医薬品[※]、添加物、放射性物質、アレルゲン、遺伝子組換え食品[※]等

3 違反を発見した場合

検査の結果、違反食品等を発見した場合は、製造・加工・輸入等を行った施設の調査を実施し、原因究明及び再発防止を指導し、必要に応じて違反食品の回収・廃棄等の措置を講じます。また、違反食品等の製造施設等が市外の場合には、関係自治体へ通報し、連携して対応します。

第5 計画の実施状況の公表に関する事項

令和6年度川崎市食品衛生監視指導計画実施結果は令和7年6月末までに、夏期・年末食品一斉監視の結果については随時、ホームページで公表します。

第6 一斉取締りの実施に関する事項

細菌性食中毒が発生しやすい夏期や食品流通量が増加する年末の時期には、厚生労働省や消費者庁が示す指針を踏まえ、監視指導を重点的に行います。

1 夏期食品一斉監視

令和7年7月1日から8月31日まで

2 年末食品一斉監視

令和7年12月1日から12月31日まで

3 緊急監視

危害度の高い違反が多発した場合や広域流通食品による大規模食中毒が発生した場合等には、緊急監視を行います。



第7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

事前に収去や検査で必要な器材等を整備するとともに、食中毒等の発生時には、「川崎市食中毒対策要綱」及び「川崎市食中毒処理要領」に基づき、庁内外の関係機関と連携し、迅速かつ適切な調査を実施し、原因究明及び健康被害の拡大防止を図ります。

大規模又は重篤な食中毒が発生した場合は、危機管理本部と連携し、食中毒対策本部による全庁的対策を講ずるとともに、必要な場合は、厚生労働省に対し疫学調査専門家チームの派遣等を要請します。

指定成分等含有食品[※]や機能性表示食品[※]等を含むいわゆる「健康食品」の摂取との関連が疑われる健康被害情報については、関係事業者による情報収集、行政機関への届出や情報提供等が適切に行われるよう指導するとともに、探知した場合には、原因究明を拡大防止のため、医薬品担当部署、医療機関、厚生労働省、消費者庁等と連携して対応します。

第8 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション[※]）の実施に関する事項

監視指導計画の策定にあたっては、ホームページや「川崎市食の安全確保対策懇談会[※]」等において、意見を募集し、計画へ反映させます。



第9 食品等事業者自らが実施する衛生管理の実施に関する事項

食品の安全性を確保するためには、食品等事業者が積極的に、自らが実施する衛生管理の向上に取り組むことが重要であることから、食品等事業者、従事者及び食品衛生責任者※を対象とした食品衛生講習会等により情報提供を行います。特に、食品等事業者が自らの営業における衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理やHACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、指導を行います。

また、高齢者世帯を対象とした配食等ボランティア活動や食品の提供を通じた介護予防活動、地域行事等における食品の取扱いについて、指導及び情報提供を行います。

食中毒予防3原則



つけない！



ふやさない！



やっつける！

第10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の

実施に関する事項

1 関係者相互間の意見交換

食品の安全性の確保に係る施策を的確に講じていくため、市民、食品等事業者、関係団体等とのリスクコミュニケーションにより相互理解を深め、効果的・効率的に施策を実施します。

2 市民・食品等事業者への情報提供

（1）食品衛生情報の提供及び啓発活動

市民や食品等事業者に対し、ホームページ、SNS、リーフレット等により、本市オリジナルの食品安全推進キャラクター「ハムッポ店長」等を活用した広報を実施するとともに、講習会や衛生教育により食品衛生に関する正しい知識やHACCPに沿った衛生管理等の普及啓発を行います。

また、特に近年流行している野生鳥獣肉（ジビエ）※、食中毒発生件数上位のアニサキス、高齢者や小児が発症すると重篤な症状を引き起こす腸管出血性大腸菌の食中毒が発生しないよう、正しい知識の普及に努めます。



図8 一日食品衛生監視員体験会



図9 ハムッポ店長の食中毒予防啓発動画放映
（JR川崎駅構内）



図 1 0
子ども向け冊子



図 1 1 ふぐ食中毒予防デジタル
サイネージ掲出 (川崎マリエン)



図 1 2 事業者向け HACCP
衛生管理計画書等作成会

(2) 食中毒多発期間における注意喚起等

ノロウイルス食中毒警戒情報^{*}が発令された場合は、関係機関に情報提供し、周知を依頼するとともに、庁内での懸垂幕掲示等により、注意喚起を行います。

食中毒が多発する夏期や年末には、関係団体や食品衛生推進員^{*}と連携して食品衛生キャンペーン等を実施します。

(3) 食品等の自主回収に関する情報提供

令和3年6月1日から届出が義務化された、食品衛生法、食品表示法による食品等の自主回収(リコール)報告制度にかかる情報については、厚生労働省のホームページで一元化されたため、市民等へ適切に情報提供します。

(4) その他

経済労働局消費者行政センターや一般社団法人川崎市食品衛生協会と連携してリスクコミュニケーションを実施します。

第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 食品衛生監視員※・検査員の人材育成及び資質の向上

効果的・効率的に業務を実施するため、研究発表会や研修会等に職員を派遣し、専門知識、検査技術、情報収集力、コミュニケーション能力等の向上に努めます。

また、H A C C Pに沿った衛生管理の導入及び定着を推進するため、専門性の高い食品衛生監視員の育成や、健康危機管理に適切に対応するための教育訓練を実施します。

2 食品等事業者に対する研修

食中毒予防やH A C C Pに沿った衛生管理等について、食品衛生講習会、食品衛生責任者実務講習会及び食品衛生推進員に対する研修を会場集合型やオンラインを活用して実施するとともに、一般社団法人川崎市食品衛生協会と協力し、食品衛生指導員※研修会を実施します。



別表1 主な食品群ごとの重点監視指導項目

食肉、食鳥肉及び食肉加工品	食肉製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	食肉処理施設における衛生的な処理及び成型(結着)※、テンダライズ処理※、タンブリング処理※等の加工方法に関する指導
	枝肉及びカット肉の販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	食中毒の原因となる菌が付着している可能性がある食肉等の調理施設に対する加熱調理の徹底など衛生的な取扱いに関する指導
	市内流通品の検査(微生物、動物用医薬品、残留農薬、放射性物質等)
	生食用食肉(内臓を除く牛肉)の規格基準に基づく加工及び調理に関する指導
	牛肝臓の生食用としての提供禁止、十分な加熱調理に関する情報提供等の調理基準等の遵守に関する指導
	豚の食肉(内臓を含む。)の生食用としての提供禁止、十分な加熱調理に関する情報提供等の調理基準等の遵守に関する指導
乳及び乳製品	乳製品製造施設における製造基準の遵守及び衛生
	乳製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	調理及び販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
食鳥卵	製造及び加工施設における洗卵時及び割卵時の汚染防止に関する指導
	製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	製造及び加工施設における汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底に関する指導
	調理及び販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	調理及び販売施設における破卵等の検卵の徹底に関する指導
水産食品 (魚介類及び水産加工品)	調理及び販売施設に対する生食用鮮魚介類等の保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	水産加工品の保存温度、衛生的な取扱い等流通管理に関する指導
	ふぐ営業の認証施設等に対するふぐの適正な取扱い及び販売に関する指導
	市内流通品の検査(細菌、ノロウイルス、動物用医薬品、微量汚染物質、貝毒、ふぐ毒、放射性物質等)
	卸売市場等からの有毒魚介類等の排除
野菜、果物、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品	遺伝子組換え表示対象原料、その加工品等を使用する製造施設等に対する分別生産流通管理※証明書の確認指導
	市内流通品の検査(残留農薬、防かび剤、遺伝子組換え食品、放射性物質、微生物等)
	卸売市場等からの有毒植物等の排除
	いわゆる野菜浅漬製造施設、カット野菜及び果物加工施設における衛生的な取扱い及び自主検査に関する指導
上記以外の一般食品	製造者及び加工者による異物混入防止対策に関する指導
	製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理に関する指導
	製造者及び加工者による食品表示ラベルの貼付間違い等の誤表示防止対策に関する指導
	添加物(製剤を含む。)の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認に関する指導
	添加物(製剤を含む。)を使用して製造又は加工した食品についての市内流通品の検査(添加物検査)
	アレルギーを含む食品に関する表示の徹底のための食品関連事業者等による使用原材料の点検及び確認に関する指導
	テイクアウト・デリバリーを実施する飲食店等に対する衛生管理の徹底及び食中毒予防の指導

別表2 標準立入検査回数（市場を除く。）

1 レベルA

年2回、ただし、HACCPに沿った衛生管理の導入を確認できた施設は、年1回に減ずることができる。

- ・前年度に食中毒を発生させた施設
- ・工場形態の営業であって、全国を広く流通する食品の製造を行う大規模施設
- ・HACCPに基づく衛生管理の対象となる食品製造施設

2 レベルB

年1回、ただし、HACCPに沿った衛生管理の導入を確認できた施設は、頻度を減ずることができる。

- ・HACCPに沿った衛生管理の対象となる施設（レベルA及びCを除く。）
- ・認定小規模食鳥処理事業場

3 レベルC

随時、継続許可時等

- ・届出営業（集団給食施設を除く。）
- ・自動車による営業
- ・自動販売機による営業
- ・飲食店営業の一部（コンビニエンスストア等の簡易な飲食店、バー、まあじゃん屋等、軽飲食等、短期営業、仮設店舗による臨時営業等）

別表3 標準立入検査回数（市場）

1 中央卸売市場北部市場

魚介類競り売り営業（早朝監視時）	年 8 5 回
魚介類販売業、食肉販売業、届出営業、水産製品製造業、 そうざい製造業等	日 1 回
飲食店営業、氷雪製造業、認定小規模食鳥処理事業場等	随 時

2 地方卸売市場南部市場

魚介類競り売り営業、魚介類販売業（包装済みの魚介類 のみの販売を除く。） 、野菜果物販売業	月 1 回
飲食店営業、食肉販売業、届出営業（野菜果物販売業を 除く。） 等	随 時

別表４ 収去等実施計画（保健所（中央卸売市場食品衛生検査所を除く。））

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質＊	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	963	6,013	4,728		2	4,730	257	708	198	21	8	5	86	1,283
魚介類	34	194	136			136			25				33	58
魚介類加工品	2	26	18			18	6						2	8
肉卵類及びその加工品	22	427	129			129	17	108	173					298
乳、乳製品及び乳類加工品	3	30	24			24	6							6
アイスクリーム類・氷菓	3	18	13			13	1						4	5
穀類及びその加工品	27	142	62			62	20	50			4	5	1	80
豆類及びその加工品	25	130	80			80		50						50
野菜類果物及びその加工品	37	652	102			102	38	500					12	550
無加熱摂取冷凍食品	2	12	6			6	6							6
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	3	18	9			9	9							9
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	5	33	24			24	9							9
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品	2	14					14							14
清涼飲料水	6	63	12			12	24						27	51
酒精飲料	3	18					18							18
氷雪・水	4	14	10			10							4	4
菓子	75	371	304			304	63				4			67
そうざい、弁当等(半製品を含む)	675	3,767	3,767			3,767								
その他の食品	34	82	32		2	34	26			21			1	48
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装	1	2											2	2

*セシウム１３４とセシウム１３７をそれぞれ１項目として計上

別表5 収去等実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質＊	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	262	2,687	947	10		957	220	1,250	199			44	17	1,730
魚介類	73	387	254	10		264			83			24	16	123
魚介類加工品	56	317	254			254	62						1	63
肉卵類及びその加工品	20	208	84			84	8		116					124
乳、乳製品及び乳類加工品														
アイスクリーム類・氷菓	1	6	6			6								
穀類及びその加工品														
豆類及びその加工品														
野菜類果物及びその加工品	52	1,378	56			56	52	1,250				20		1,322
無加熱摂取冷凍食品														
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	4	16	16			16								
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品														
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品														
清涼飲料水	2	20	4			4	16							16
酒精飲料														
氷雪・水	1	3	3			3								
菓子	10	40	36			36	4							4
そうざい、弁当等(半製品を含む)	41	308	230			230	78							78
その他の食品	2	4	4			4								
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														

*セシウム134とセシウム137をそれぞれ1項目として計上

別表6 試験検査実施計画（健康安全研究所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質*	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	1,080	7,865	5,042	10	2	5,054	329	1,958	397	21	8	5	93	2,811
魚介類	72	421	264	10		274			108				39	147
魚介類加工品	23	107	78			78	26						3	29
肉卵類及びその加工品	34	595	173			173	25	108	289					422
乳、乳製品及び乳類加工品	3	30	24			24	6							6
アイスクリーム類・氷菓	3	18	13			13	1						4	5
穀類及びその加工品	27	142	62			62	20	50			4	5	1	80
豆類及びその加工品	25	130	80			80		50						50
野菜類果物及びその加工品	73	1,966	138			138	66	1,750					12	1,828
無加熱摂取冷凍食品	2	12	6			6	6							6
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	7	34	25			25	9							9
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	5	33	24			24	9							9
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品	2	14					14							14
清涼飲料水	8	83	16			16	40						27	67
酒精飲料	3	18					18							18
氷雪・水	4	14	10			10							4	4
菓子	75	371	304			304	63				4			67
そうざい、弁当等（半製品を含む）	677	3,789	3,789			3,789								
その他の食品	36	86	36		2	38	26			21			1	48
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装	1	2											2	2

*セシウム134とセシウム137をそれぞれ1項目として計上

別表 7 試験検査実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延へ項目数	検 査 項 目											
			微生物検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物検査	延へ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質＊	左記以外の理化学検査	延へ項目数
合 計	145	835	633			633	148					44	10	202
魚介類	35	160	126			126						24	10	34
魚介類加工品	35	236	194			194	42							42
肉卵類及びその加工品	8	40	40			40								
乳、乳製品及び乳類加工品														
アイスクリーム類・氷菓	1	6	6			6								
穀類及びその加工品														
豆類及びその加工品														
野菜類果物及びその加工品	16	64	20			20	24					20		44
無加熱摂取冷凍食品														
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品														
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品														
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品														
清涼飲料水														
酒精飲料														
氷雪・水	1	3	3			3								
菓子	10	40	36			36	4							4
そうざい、弁当等(半製品を含む)	39	286	208			208	78							78
その他の食品														
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														

*セシウム 134 とセシウム 137 をそれぞれ 1 項目として計上

別表8 その他の検査（拭取り等）

		検査予定数			延べ項目数		
		衛生課、 監視・表示担当 *1	中央卸売市場 食品衛生検査所	計	衛生課、 監視・表示担当 *1	中央卸売市場 食品衛生検査所	計
拭 取 り	器 具	152	101	253	559	512	1071
	手 指	65	14	79	241	84	325
	食 品		10	10		40	40
	その他*2						
	小計	217	125	342	800	636	1436
その他*3			110	110		140	140
合 計		217	235	452	800	776	1576

* 1 健康安全研究所による検査

* 2 施設、設備の拭取り等上記に該当しない検査

* 3 ふきん等食品以外の検査

用語解説集

【あ行】

・ アニサキス

魚介類に寄生する寄生虫の一種で、その幼虫がサバ、アジ、イカ、イワシ、サンマなどに寄生します。魚介類の内臓に寄生しているアニサキス幼虫は、鮮度が落ちると、内臓から筋肉に移動することが知られています。アニサキスが寄生している魚介類を生又は加熱が不十分な状態で食べると感染することがあります。多くは食後2～8時間で、激しい腹痛、悪心、おう吐等の症状を呈します。

・ アレルゲン

食物の摂取により、身体が自身を過剰に防御することで、皮膚症状や消化器症状等の不利益な症状を起こすことを「食物アレルギー」といい、このような反応を引き起こす物質を「アレルゲン」といいます。アレルギーを起こしやすい食品やアレルギーを起こすと重症化する食品について、消費者の健康被害の発生を防止する観点から原材料表示が義務付けられました。現在、表示が義務付けられている原材料（特定原材料）は、小麦、そば、卵、落花生（ピーナッツ）、乳、えび、かに、くるみの8品目です。また、義務表示に準ずるものとして、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目の表示が奨励されています。

・ 一般社団法人川崎市食品衛生協会

食品衛生法の趣旨に基づいて行政に協力し、飲食に起因する危害の発生を防止し、食品衛生の向上を図ることを目的として、昭和29年4月に設立された団体です。食品等事業者の食品衛生思想の向上及び業界の自主管理体制

の確立を図るために、各種講習会を開催するほか、市の夏期・年末食品一斉監視に合わせて食品衛生指導員による巡回指導を実施するとともに、食品衛生月間（８月）に保健所と連携して食品安全キャンペーン等を実施しています。

- ・ **遺伝子組換え食品**

食品として用いられている植物等の性質を人間にとってより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、組み込む技術を応用した食品です。令和７年３月１３日現在、９品目（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ、カラシナ）３３７品種の作物と８６品目の食品添加物が、安全性審査の手続きを経ており、その輸入と国内流通が認められています。

- ・ **卸売市場**

卸売市場は、生活に必要な生鮮食料品の安定供給や農林水産業の発展にも重要な役割を果たしています。本市には、農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場（北部市場）と神奈川県知事の認定を受けた地方卸売市場（南部市場）があります。北部市場は、首都圏における広域的食品流通の拠点で、南部市場は、地域密着型食品流通の拠点をビジョンとしています。

【か行】

- ・ **川崎市食の安全確保対策懇談会**

食品の安全確保に関する施策について委員の意見を求める会議です。学識経験者、消費者、食品関係等の事業者９人以内の委員で構成されています。

- ・ **官能検査**

五感（視・聴・味・嗅・触覚）を用いて物の特性を評価する方法です。食品の官能検査では、腐敗・変敗、かびの発生、容器包装異常や表示内容などを確認しています。

- ・ **カンピロバクター**

動物の腸管内に広く存在する細菌で、汚染された水や食品から人間に感染し、急性胃腸炎を起こします。他の食中毒に比べ少ない菌量で発症しますが、発症するまでの時間は平均2～5日と長い特徴があります。この菌による食中毒は、食肉の生食や加熱不十分な肉料理の喫食が主な原因となっています。

- ・ **機能性表示食品**

国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる食品です。国が審査を行わないため、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要があります。

- ・ **検査等の業務管理**

食品衛生検査施設において、検体の採取から検査結果の報告までの一連の作業について、標準作業書を定めて適切に実施するとともに、必要な記録を行い、それらを正しく保管することによって一定の水準が維持されていることを担保する仕組みです。そのほか、信頼性確保部門による内部点検、施設内部で行う内部精度管理、第三者機関が行う外部精度管理等があります。

- ・ **広域連携協議会**

食品衛生法の改正に伴い、広域的な食中毒事案の発生防止等のための関係者の連携・協力を目的とし、国と関係自治体の情報共有の場として、設置された協議会です。緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応を行います。

【さ行】

- ・ **サルモネラ属菌**

種類が非常に多く、人間に病原性がある種類も多い細菌で、人間や家畜その他多くの動物の腸内に存在し、河川、下水等の自然界にも広く分布してい

ます。この菌による食中毒の原因食品として、食肉や卵等の畜産物が知られています。

- **残留農薬**

使用した農薬が、農産物等に残留したり、土壌を通じて移行したりしたものを残留農薬といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法で食品に残留する農薬の成分量の限度が定められています。

- **指定成分等含有食品**

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて指定したものを含む食品です。

- **収去**

試験検査に供するために、食品衛生監視員が食品や食品添加物等を営業施設等から必要量を譲り受けることをいいます。収去に際しては、被収去者（食品等事業者）に対して収去証を交付します。

- **食品衛生監視員**

食品衛生法の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために監視指導等を行います。食品衛生法により資格要件が定められています。

- **食品衛生指導員**

安全で衛生的な食品を提供するため、昭和35年に日本食品衛生協会が設けた制度です。営業施設等の巡回指導、製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等に活躍しています。

- **食品衛生推進員**

平成7年の食品衛生法の改正により創設された制度で、市長の委嘱を受け、

地域の情報収集及び伝達、保健所活動への協力等地域の食品衛生の向上のために活動しています。

- **食品衛生責任者**

施設の衛生管理にあたって、中心的な役割を担う者として営業者（器具又は容器包装を製造する営業者、食鳥処理の事業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業を行う者を除く。）が定めた者で、定期的の実務講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めるとともに、営業者の指示に従い、衛生管理に当たります。

- **食品表示法**

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することを目的に平成25年に制定された法律です。それまで食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法に分かれていた食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として整理されました。

- **成型（結着）**

他の食肉の断片を結着させ成型する処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあることから、処理をした旨及び飲食に供する際に十分な加熱を要する旨を表示することが必要とされています。

【た行】

- **大量調理施設衛生管理マニュアル**

集団給食施設等における食中毒を予防するため、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示したものです。

- **タンブリング処理**

食肉を調味料に浸けこむ処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- ・ **腸管出血性大腸菌**

病原性大腸菌の一種で、腸管内でベロ毒素という血便の原因となる毒性の強い毒素を放出します。食品とともに摂取され、少量の菌数でも食中毒を起こすことがあります。また、潜伏期間が長いため、原因の特定が難しい事例が多く見られます。特に、乳幼児や高齢者は、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症など重症化する場合もあるので、注意を要します。

- ・ **テンダライズ処理**

食肉に針状の刃を刺し通し、原形を保ったまま硬い筋や繊維を短く切断する処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- ・ **動物用医薬品**

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるもので、抗生物質や寄生虫駆除薬等があります。食品衛生法で食品に残留する動物用医薬品の成分量の限度が定められています。

【な行】

- ・ **ノロウイルス**

手指や食品などを介して経口感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、乳幼児や高齢者は重症化することがあります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。

- ・ **ノロウイルス食中毒警戒情報**

感染症発生動向調査として、定点医療機関から毎週報告される「感染性胃腸炎」の患者増加とノロウイルス食中毒の発生には関連性があることから、神奈川県では、10月1日以降に報告される感染性胃腸炎患者数が、前週の値に比べ3週間連続して上昇した場合に警戒情報を発令しています。警戒情

報は、3月末日に解除されます。

【は行】

・ HACCP（ハサップ）

食品等事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷までの全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法です。平成30年の食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者はHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務付けられました。

・ 分別生産流通管理（IPハンドリング）

“遺伝子組換え食品ではない”又は“遺伝子組換え食品が含まれていないかどうか”を客観的に証明するため、「遺伝子組換え農産物」又は「非遺伝子組換え農産物」を、生産・流通・製造の各段階で混入しないよう分別して管理し、その内容を証明する書類により明確化する方法をいいます。

【や行】

・ 野生鳥獣肉（ジビエ）

シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣又はその肉のことです。生又は加熱不十分なジビエには、E型肝炎や腸管出血性大腸菌による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られています。

【ら行】

・ リスクコミュニケーション

リスクの管理や評価を行う機関、食品等の生産、製造、流通の関係者、消費者等が、それぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、関係者相互の理解を深めることができます。